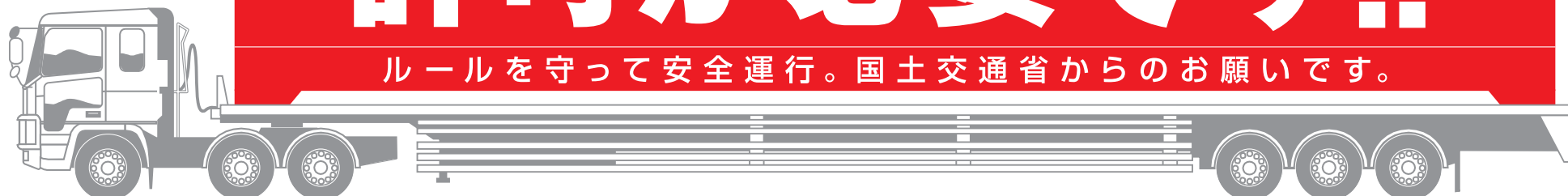


**STOP!**  
無許可  
運行

# 特殊車両の通行には 許可が必要です!!

ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



## 特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けるように、**道路法**で定められています。

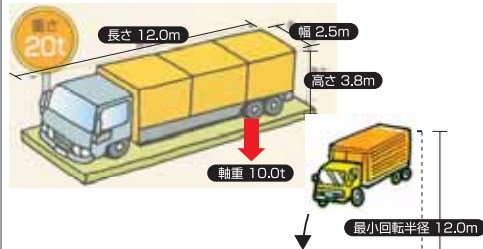
## みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

## 違反車を24時間監視しています!

道路管理者の**通行許可を受けていない車両**の通行は、**法律違反**です。国土交通省では、「走行車両計測システム」により**24時間自動的に違反車両を監視し指導警告**しています。(中部管内7箇所)なお、違反車両については、道路管理者と警察等が一体となって取締りを行っています。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



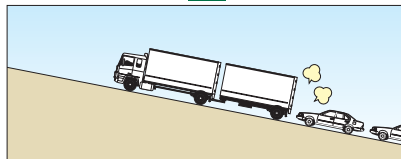
## 重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



●橋が壊れている様子。

円滑な交通の流れを妨げています。

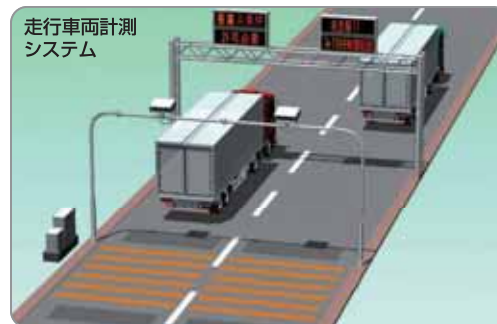


●坂道で速度がからず交通に影響を与えている様子。

ひび割れやわだちなどの発生。



●舗装のひび割れの様子。



国土交通省 中部地方整備局 道路部 交通対策課

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 TEL.052-953-8178 FAX.052-953-9208

特殊車両通行許可制度について、もっと詳しく知りたい方はこちらまで。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/road/tokusya/index.htm>